

令和3年10月25日

お客さま各位

高鍋信用金庫

「新型自動振替専用定期積金」の取扱い開始について

平素より高鍋信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、お客さまの利便性向上はもとより、紙資源削減による環境負荷低減や社会貢献活動への参加を目的とした「新型自動振替専用定期積金」の取扱いを、令和3年11月1日（月）から開始いたします。

本年度の社会貢献活動といたしましては、「乳がんは『治るがん』。宮崎から乳がんで悲しむ女性を一人でもへらしたい」をスローガンに、乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の重要性を訴えるための活動を実施されている「ピンクリボン活動みやざき」さまの啓発活動に役立てていただくため、ご契約いただいたお客さまのご協力により活用可能となる資金の一部で、「ピンクリボン活動みやざき」さまが販売されるグッズ（ボールペン）を購入させていただきます。

なお、ご購入させていただきましたグッズ（ボールペン）につきましては、誠に申し訳ございませんが、ご契約さまおひとり一本（先着500名）の配布とさせていただきます。

今後も、お客さまにご満足いただけるよう、より一層のサービス・利便性の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

商品概要につきましては別紙をご参照いただき、ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

まごころのおつきあい



新型自動振替専用定期積金商品概要書

商 品 名		新型自動振替専用定期積金
販 売 対 象		「デジタル通帳」または「個人インターネットバンキング」をご契約の個人と個人事業主
期 間		1年以上5年以内
預入	預入方法	新規・継続ともに預入できます。
	預入金額	5千円以上（千円単位）
	受入方法	自動振替
払 戻 方 法		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 満期日に支払指定口座に給付契約金（税引後）の金額を自動入金します。 ▶ 中途解約は原則禁止です。
利 息	適用金利	年0.010%（市中金利を参考に決定します。）
	給付補てん金の支払方法	給付補てん金は満期日に一括して支払います。
	計算方法	給付補てん金は付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金		<p>利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。</p> <p>なお、マル優の利用はできません。</p> <p>※ 2037年12月31までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>
中途解約の取扱い		—
金利情報入手方法		お取引店にご照会ください。
苦情処理措置		本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部リスク統括部コンプライアンス担当（受付時間9時から17時 電話0983-32-0690）で受け付けています。
紛争解決措置		熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、および、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、リスク統括部コンプライアンス担当または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
その他参考事項		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割り計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ▶ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保険の対象となります（当金庫に同一名義で複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） ▶ 本商品は、定期積金証書を発行せずに申込内容を明記した「定期積金お申込のご案内」を交付させていただきます。 ▶ 初回を除く2回目以降の掛け込みは、同一店舗の同一のお客さま普通預金口座からの自動振替のみとし、第3者普通預金口座からのお振替や当金庫得意先担当者による集金、窓口でのご入金はお取り扱いできません。 ▶ この定期積金の掛け込み状況につきましては、「デジタル通帳」もしくは「インターネットバンキング」により、お客さまご本人でご確認いただけます。 ▶ 満期をお知らせするダイレクトメールは郵送いたしません。 ▶ 満期日（該当日が休日の場合は翌営業日）には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章による記名押印することなく、支払指定口座に給付契約金（税引後）の金額を自動入金させていただきます。 ▶ お申込時に継続処理をご希望されたお客さまにつきましては、満期日に継続オペレーションを実施させていただきますので、「デジタル通帳」もしくは「インターネットバンキング」により、初回のご入金をご確認ください。 ▶ 継続契約を中止される場合は、当金庫所定の届出書に記名押印して当店に提出してください。